

改正概要説明書	
国名：アメリカ合衆国	法令名：商標法
改正情報：2013年11月25日改正	
<p>改正概要：</p> <p>マドリッド議定書に基づく標章の国際出願・登録に関する規定。 定義(第60条)、国際出願の有資格者(第61条)、国際出願の証明(第62条)、基礎出願又は基礎登録の限定、放棄、取消又は期間満了(第63条)、保護拡張請求関連(第64条～第67条)、保護拡張請求に関する審査及び異議申立(第68条)、保護拡張の効果(第69条)、米国に対する保護拡張の、その基礎となる国際登録への従属(第70条)、保護拡張の存続期間、宣誓供述書及び手数料(第71条)、保護拡張の譲渡(第72条)、保護拡張の対象である標章の存続期間(第73条)及び保護拡張が保護拡張証明の発行前の合衆国登録から生じるための条件(第74条)が規定された。</p>	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・ 第60条(15 U.S.C. § 1141) 定義 第XII編 マドリッド議定書において使用する用語の定義を規定した。</p> <p>・ 第61条(15 U.S.C. § 1141a) 合衆国出願又は登録を基礎とする国際出願 国際出願を可能とする資格者に関して規定した。</p> <p>・ 第62条(15 U.S.C. § 1141 b) 国際出願の証明 長官が、国際登録出願とその基礎出願との内容の一致を確認し、証明することを規定した。</p> <p>・ 第63条(15 U.S.C. § 1141 c) 基礎出願又は基礎登録の限定、放棄、取消又は期間満了 基礎出願又は基礎登録の限定、放棄、取消又は期間満了について、長官が国際事務局に通知しなければならないケースを規定した。</p> <p>・ 第64条(15 U.S.C. § 1141d) 国際登録の後にされる、保護拡張請求 国際登録による保護の拡張請求方法について規定した。</p> <p>・ 第65条(15 U.S.C. § 1141e) マドリッド議定書に基づく、国際登録による保護の合衆国への拡張 国際登録の名義人の、合衆国への保護拡張の利益を受ける権利について、規定した。</p> 	

・第 66 条(15 U.S.C. § 1141f) 国際登録による保護の、合衆国への拡張を求める請求書を提出することの効果

保護の拡張を求める請求についての適切な要件を規定した。

・第 67 条(15 U.S.C. § 1141g) 合衆国への保護拡張を求める請求に係る優先権

パリ条約第 4 条に規定の優先権主張を可能にすることを規定した。

・第 68 条(15 U.S.C. § 1141h) 保護拡張を求める請求に関する審査及び異議申立；拒絶通知

保護拡張請求に対する審査(拒絶等)及び異議申立に関して規定した。

・第 69 条(15 U.S.C. § 1141i) 保護拡張の効果

保護拡張の取得による効果について規定した。

・第 70 条(15 U.S.C. § 1141j) 米国に対する保護拡張の、その基礎となる国際登録への従属

国際登録の取消しによる又は国際登録の不更新による、保護拡張の消滅、保護拡張の合衆国出願への変更に関して規定した。

・第 71 条(15 U.S.C. § 1141k) 存続期間、宣誓供述書及び手数料

保護拡張の存続期間並びに存続のための宣誓供述書の提出及び手数料等の要件について規定した。

・第 72 条(15 U.S.C. § 1141l) 保護拡張の譲渡

保護拡張の譲渡要件(締約国の国民、住居者又は工業上又は商業上の営業所を有する者)について規定した。

・第 73 条(15 U.S.C. § 1141m) 不可争性

保護拡張の対象とされている標章の存続期間の開始日について規定した。

・第 74 条(15 U.S.C. § 1141n) 保護拡張に係る権利

保護拡張が保護拡張証明の発行前の合衆国登録から生じるための条件を規定した。